15　第二項第二号に掲げる表中「社外流出額」とは、銀行及びその子会社等（当該銀行及びその子会社等の連結自己資本比率（第十二項に規定する連結自己資本比率をいう。次条第一項において同じ。）の算出に当たり当該銀行の連結の範囲に含まれるものに限る。以下この項において同じ。）における次に掲げる事由（連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率（第十二項に規定する連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率をいう。以下この項において同じ。）を減少させるものに限る。）に係る額（当該銀行及びその子会社等相互間の流出額を除く。）の合計額（特別の理由がある場合において金融庁長官が承認したときは、その承認した額を除く。）をいう。

一　剰余金の配当

二　自己株式（銀行及びその子会社等（会社に限る。次号において同じ。）が有する自己の株式をいう。）の取得（取得請求権付株式及び取得条項付株式の取得、会社法第四百六十一条第一項の規定により、その行為により株主に対して交付する金銭等の帳簿価額の総額が、その行為が効力を生ずる日における分配可能額を超えてはならないとされる同項各号（第八号を除く。）に掲げる行為による取得並びに同法第四百六十四条第一項の規定により、業務執行者が、同項の超過額を支払う義務を負うものとされる株式の取得に限り、当事者の一方の意思表示により当該当事者間において一定価格による株式の売買取引を成立させることができる権利の行使による取得を含む。）

三　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率に算入できる株式に係る自己新株予約権（銀行及びその子会社等が有する自己の新株予約権をいう。）の取得

四　その他Ｔｉｅｒ１資本調達手段（第十二項に規定する連結Ｔｉｅｒ１比率に算入できる資本調達手段をいい、連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率に算入できる資本調達手段を除く。）に対する配当又は利息の支払及び買戻し又は償還

五　当該銀行の役員及び経営上重要な従業員並びに当該銀行の子会社等（主要なものに限る。第三条第八項第五号において同じ。）の経営上重要な役員及び従業員に対する賞与その他これに準ずる財産上の利益の支払

六　その他前各号に掲げる事由に準ずるもの

16　第二項第二号に掲げる表中「調整税引後利益」とは、社外流出制限計画（同表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。）の実行に係る連結会計年度の前連結会計年度における連結損益計算書の税金等調整前当期純利益の額に、当該前連結会計年度において費用として計上された前項に規定する社外流出額に相当する額を加算した額から、当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額を控除した額をいう。

第二条第一項中「前条第七項に規定する」及び「同条第八項に規定する」を削り、「前条第一項又は第二項の」を「前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる」に、「同条第一項又は第二項」を「同条第一項（単体自己資本比率に係る部分に限る。）又は第二項（連結自己資本比率に係る部分に限る。）」に改め、同条第二項中「前条第一項又は第二項の」を「前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる」に、「同条第一項又は第二項の」を「同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる」に改め、同条第三項中「前条第一項又は第二項の」を「前条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる」に、「同条第一項又は第二項の」を「同条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる」に改め、同条第四項中「第四条第四項に」を「第四条第四項各号に」に、「同号」を「第四条第四項第二号」に、「前条第一項又は第二項の」を「前条第一項各号又は第二項各号に掲げる」に改め、「以上の自己資本比率」の下に「又は資本バッファー比率（単体資本バッファー比率又は連結資本バッファー比率をいう。以下この項及び次条において同じ。）以上の資本バッファー比率」を加え、同条第五項中「前条第一項又は第二項の」を「前条第一項各号又は第二項各号に掲げる」に改め、「非対象区分」の下に「又は資本バッファー非対象区分」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第二条の二　銀行は、社外流出制限計画（第一条第一項第二号に掲げる表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令の欄又は同条第二項第二号に掲げる表各項（資本バッファー非対象区分の項を除く。）命令の欄に規定する社外流出制限計画をいう。以下この条において同じ。）の実行に係る事業年度又は連結会計年度に続く事業年度又は連結会計年度において、業務報告書（法第十九条第一項又は第二項の規定による業務報告書をいう。以下この条において同じ。）に記載した資本バッファー比率に対応する第一条第一項第二号又は第二項第二号に掲げる表の自己資本の充実の状況に係る区分（これらの表の資本バッファー非対象区分を除く。以下この条において「業務報告書に記載した資本バッファー比率に係る区分」という。）が、従前に該当していた区分と異なる場合には、当該銀行は、業務報告書に記載した資本バッファー比率に係る区分に係る社外流出制限計画を速やかに金融庁長官に提出するものとする。この場合において、当該銀行について、これらの表の区分に応じた命令は、業務報告書に記載した資本バッファー比率に係る区分に掲げる命令とする。

第三条第一項中「の内閣府令・財務省令で定める」の下に「銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の」を、「次条」の下に「及び第五条」を、「次の」の下に「各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる」を加え、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

一　第五項に規定する連結自己資本比率を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分		命令
海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等	非対象区分	
海外営業拠点を有する銀行等を子会社としていない銀行持株会社及びその子会社等		
国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　四・五パーセント以上 ロ　連結Ｔｉｅｒ１比率　六パーセント以上 ハ　連結総自己資本比率　八パーセント以上	第一区分	
国内基準に係る連結自己資本比率　四パーセント以上		
国際統一基準に係る連結自己資本比率のうち次のイからハまでに掲げる比率の区分に応じ、当該イからハまでに定める範囲 イ　連結普通株式等Ｔｉｅｒ１比率　二・二五パーセント以上四・五パーセント未満 ロ　連結Ｔｉｅｒ１比率　三パーセント以上四・五パーセント未満 ハ　連結総自己資本比率　四・五パーセント以上六パーセント未満		
国内基準に係る連結自己資本比率　二パーセント以上四パーセント未満		
		銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令